

合中生  
と住民

# 山田町でまと火披露



岩手県山田町でともされた「合川まと火」

## 震災の被災者を供養

### 「つなぐ」の火文字 見守る住民手を合わせ

北秋田市合川中学校一(小笠原茂人校長)の生徒33人と合川地区住民ら

計50人が12日から3日間、被災地の岩手県山田町を訪れ、被災者供養の「まと火(び)」を披露したほか、だまご鍋を振る舞うなど同町民と交流した。

合川地区のまと火関係者の住民の間で「慰霊と復興を願い、被災地でまと火ができないものか」との思いが、県の「子どもふるさと交流推進事業」の活用で実現。市と縁のある山田町を訪れた。初日、仮設住宅でチラシを配るなど同交流事業をPR。町内のお寺で団結セレモニーを行い、被災者の体験談を聞いた。2日目、まと火会場の山田北小学校前で「だまご鍋交流」。500人余りが集い、新米と比内地鶏、スープなどJAあきた北央が無償提供の手作

りだまご持参の「ババヘアアイス」が好評を博した。

夕刻、山田町と北秋田地区から参列の僧侶による「鎮魂供養式」に続き、まと火を開始。合川中生徒のたいまつによる点火で長さ約120mにわたる「水平まと火」と「つなぐ」の火文字が描かれた。見守る住民の中には手を合わせる人もみられた。

## 本県最低賃金 665円に

### 26日 現行より11円アップ

本県の最低賃金が改正され、26日から11円アップし、時間額「665円」となる。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトなど県内全ての労働者に適用され、最低賃金以上の賃金を支払わないと最低賃金法違反となる。

賞金は精皆勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当、賞与などを除いた金額が最低賃金以上でなければならない。月給や日給の場合は時

間額に換算した賃金が最低賃金以上でなければならない。最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定(産業別)最低賃金」がある。最低賃金は最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者(事業主)はそれ以上の賃金を労働者に支払わなければならない。

地域別最低賃金は全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、毎月、臨

た。最終日は、大館市出身の医師・平泉宣さんの被災地支援の講話を聞き、平泉さんらによる災害遭児支援の「鈴木善幸記念教育基金」に合川中学校祭りのバザー収益金と募金を寄付した。

参加した合川中生徒は「被災された方々のお話を聞いたり、仮設住宅を回りチラシを配るなど、貴重な体験ができた」「さまざまな体験を通して被災者の方々に元気を与えることができたし、また、自分たちも元気をもらうことができた」「被災地に行って学んだこと、見たこと、聞いたことを忘れず、生かしていきたい。また、もっとたくさんの人に知ってもらいたいなと思った」と感想を述べている。

派遣労働者には派遣先の最低賃金が適用されるため、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業所に適用される最低賃金を把握しておく必要がある。

詳しくは秋田労働局賃金室(TEL018-88314266)まで。

## 20日学習発表会 「前日祭」18日

米内沢小

北秋田市米内沢小学校(神成寿寛校長、151人)の学習発表会は20日午前8時50分から同校体育館で開かれる。テーマは「笑顔でつくエンターテイメント